

愛媛県内宿泊旅行代金割引 ワクチン・検査パッケージ取扱いマニュアル

1) 各場面での運用方法

①商品造成・販売時

- ・ 旅行業者が都道府県間の移動を含む企画旅行（以下「ツアー」という。）及び宿泊事業者が都道府県間の宿泊サービスの開始時に予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）又は検査（PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）及び抗原定性検査をいう。以下同じ。）の結果通知書（以下「検査結果通知書」という。）の確認を行うツアーについては、造成に当たって、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認に要する時間を考慮する。
- ・ 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において、密にならないような場所を確保する。
- ・ 販売時に、以下の内容を明記する。
 - 対象商品がワクチン3回目接種済であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが条件であること。
 - 旅行会社が商品造成をする場合、愛媛県の県内宿泊割引が適用されていることを明記すること。
 - 検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用すること。
※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。
 - 予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること
 - 条件を満たさない場合（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等）は割引及びクーポン配布の対象外となること（取消料や代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等の周知必要事項がある場合はその点も併せて記載のこと）。
 - 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合は条件を満たさない方のみ割引及びクーポン配布の対象外となること（取消料や代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等の周知必要事項がある場合はその点も併せて記載のこと）。

- 検査費用を代金に含み、検査付きプランとして販売する場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法（PCR検査等、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）。
- 確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。
- 検査結果を活用する場合は、移動前にPCR検査等を受けることを推奨すること。
- ・販売時に、以下の内容について旅行者の同意を得る。
 - ワクチンを3回接種済みであること又は検査結果が陰性であることが利用条件であること。
 - 旅行会社で予約を受け付ける場合、旅行者全員分の接種証明書の持参があった場合は、内容について相互で確認の上、旅行会社は、確認済書を旅行者に発行し、旅行時に宿泊先に提出するよう伝えること。また、全員分の接種証明書の持参がない場合は、「同意書」に旅行者のサインを求め、相互で確認することとし、旅行会社は同意書の写しを旅行者に交付するものとする。
 - 旅行会社で、一つの旅行商品にグループで予約する場合において、代表者のみが来店し旅行者全員分のワクチン接種歴等を提示することで参加者全員分の事前確認とすることができる。（画像や写し、電子的なワクチン接種証明書なども可）
 - 予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者（宿泊施設であればフロントスタッフ、ツアーの場合は添乗員など）に提示すること。
※旅行代理店での予約で、検査結果通知書を事前確認用に活用する場合、有効期限は旅行開始日を起点として起算するため、注意すること。
 - ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
 - 検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
 - 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。
- ・利用条件の確認を当日に行うと、ツアーの添乗員や宿泊施設のフロントスタッフ等に負担がかかり、条件に合致しない場合の旅行者の不便も大きくなるため、予防接種済証等の確認は、可能な限り事前（販売時等）に行い、「確認済書」を発行すること。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達すること。
- ・事前確認において、予防接種済証明書又は検査結果通知書の写しをとること及び事務局への提出は不要とする。
- ・OTA経由の予約にかかる予防接種済証等又は検査結果通知書の確認についてはチ

チェックイン時に宿泊施設で実施することとする。

愛媛県の県内宿泊割引を利用したOTAからの予約時に、利用者はワクチン・検査パッケージ適用となる旨を同意するため、現地でワクチン接種歴又は検査結果の提示がなされない場合は、割引適用外となる。

- ・販売時に、旅行者において、予防接種済証等又は検査結果通知書のいずれでツアー又は宿泊施設を利用するかを明らかにしてもらう。

②販売後～旅行開始日・宿泊開始日当日

- ・予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合は、当日のツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認を行う。また、予防接種済証等又は検査結果通知書の当日確認を実施する場合は、ツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行う。
- ・確認時やその待ち時間に密にならないよう配慮する。
- ・確認は、以下のいずれかにより適切に実施する。
 - 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が確認を行い、確認済書を交付する。
 - 添乗員が付かないツアーは、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して確認を行い、確認済書を交付する。マイカープランの場合は、最初の立寄り箇所（食事箇所や観光施設等）の係員が確認しなければならないため、旅行会社から行程上の最初の立寄り箇所に確認及び確認済書を交付するよう伝える。
 - 添乗員が付かない宿泊旅行の場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が確認を行う。
- ・予防接種済証等の確認に当たっては、以下を確認する。
 - 本人であること（身分証明書等により確認）
 - 3回目の接種年月日
 - （予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（3回目のシール）が貼られていることを確認
- ・検査結果の確認に当たっては、検査結果通知書において、以下を確認する。
 - 本人であること（身分証明書等により確認）
 - 検査結果（陰性であることを確認）
 - 有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認。）
 - 検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）
- ・予防接種済証明書又は検査結果通知書の確認において、写しをとること及び事務局への提出は不要とする。

2) 条件を満たさない場合の運用

条件を満たさない場合の運用については、販売時の説明に沿いつつ、以下の対応を行う。

- ・OTA⇒宿泊施設予約の場合
 - 事前決済の場合、割引分相当額の支払いを受けるものとする。えひめぐりクーポンを配布してはならない。
 - 現地決済の場合、割引非適用価格の支払いを受けるものとする。えひめぐりクーポンを配布してはならない。
- ・旅行会社⇒宿泊施設予約の場合
 - 「同意書」に記載の取扱を行う。えひめぐりクーポンは予約者が、後日旅行会社へ返却するものとする。また、宿泊施設は旅行会社へ条件を満たさなかったことを報告することとする。

① 検査結果陽性の場合

- ・医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

※愛媛県における発熱等がある場合の受診方法は下記URLから愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに関する情報」をご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>

②①以外で条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、等）

- ・旅行者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う（検査キットは薬事承認されたものを使用すること）。
- ・上記の抗原定性検査の実施が難しい場合
 - ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。
 - 宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

※旅行者や宿泊業者が自ら抗原定性検査を実施する場合は、下記URLから内閣官房ホームページの「新型コロナウイルス感染症対策」内に掲載されている、ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱などをご確認ください。

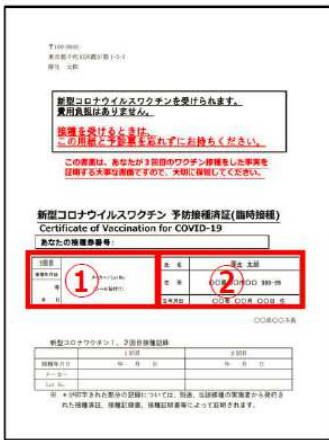
<https://corona.go.jp/package/>

3) 留意点

- ・ ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があることに留意する必要がある。そのため、ワクチン接種歴や検査結果の活用に当たっても、基本的な感染防止策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）などを活用した換気の徹底等）を維持・徹底する。
- ・ 政府や都道府県の判断で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、都道府県独自の感染症対策において移動にかかる制限を実施する場合、これに従うものとする。
- ・ 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスについては、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは不要とする。
- ・ 12歳未満の者については、同居する親等の監護者が同伴する場合には原則検査を不要とする。ただし、まん延防止等重点措置が発令される場合などにおいては、6歳以上12歳未満の児童について、検査結果の陰性確認が必要となることがある。

【参考】

予防接種済証等の確認のポイント



【予防接種済証（パターン1）】



【予防接種済証（パターン2）】



【接種記録書】



【予防接種証明書】



【新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ】

① 接種回数

- 接種回数が3回であることを確認。
(予防接種済証及び接種記録書の場合、3回目のシールが貼られていることを確認。)

② 本人氏名

- 運転免許証等により、本人のものか確認。

<検査結果通知書の様式例>

検査結果通知書

- ・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- ・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

検体採取日^{※1} 2021年〇月〇日

検査結果 陽性 ・ 陰性 ・ 判定不能

有効期限^{※2} 2021年〇月〇日

検査方法 PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

検体 唾液 ・ 鼻涙ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
 ※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名（又は検査所名） 〇〇 〇〇

検査管理者氏名 〇〇 〇〇

【陽性の場合】

医療機関を受診してください。

受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
 電話番号 〇〇-XXXXX-XXXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

愛媛県内宿泊旅行代金割引 誓約書

私は、この度の「愛媛県内宿泊旅行代金割引」事業への参加にあたり、次の事項について誓約します。

1. 別紙の「愛媛県内宿泊旅行代金割引 ワクチン・検査パッケージ取扱いマニュアル」を熟読し、商品造成時・販売時における実施事項を厳守します。
2. 別紙のマニュアルに定める、旅行者へ求める同意事項を確認し、対象の旅行代表者へ販売時に同意書を手交します。
3. 別紙のマニュアルに定める、販売後～旅行開始日宿泊日当日に行う実施事項を厳守します。
4. ワクチン・検査パッケージに必要な条件を満たさない場合の運用について理解し、旅行者へ事前に説明します。
5. 隣接県及び地域ブロック拡大に伴い、国が行う地域観光事業支援(愛媛県の場合、愛媛県内宿泊旅行代金割引)を活用した割引事業において、県を跨ぎ重複して申請することはしません。
6. この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記載の内容を理解し、承諾することを誓約します。

ワクチンパッケージ運用開始日： 年 月 日より開始

署名日 : 年 月 日

事業者名 :

代表者役職 :

代表者名 : 印

愛媛県内宿泊旅行代金割引 ワクチン接種済等 確認済書

以下の旅行者について、3回ワクチン接種済証等を確認しました。

確認日： 年 月 日

ツアー名/宿泊施設名 _____ (出発日/宿泊日) __月 __日

氏名	在住都道府県	年齢	備考

事業者名 :

代表者役職 :

代表者名 :

愛媛県内宿泊旅行代金割引 利用における同意書

私は、対象の商品購入にあたり、下記について確認・同意します。

- 愛媛県内宿泊旅行代金割引を利用するにあたり、旅行参加者全員がワクチンの3回接種済証(※1)または、検査結果通知書(※2)(※3)の、原本または写しを申込時もしくは当日持参し、確認を行う者に提示をする。
- 旅行当日の確認において、別紙(裏面)の「愛媛県 県内宿泊旅行代金割引」適用条件を満たさない場合の対応について理解し、いかなる場合も異議申し立ては行わない。
- ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があることに留意し、基本的な感染防止策(三つの密回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等)を維持・徹底する。
- 政府や愛媛県の判断で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、愛媛県独自の感染症対策において移動にかかる制限を実施、愛媛県内宿泊旅行代金割引の利用にかかる制限をする場合、これに従うものとする。

記載の内容を理解し、承諾することに同意します。

(以下の太線囲み内に必要事項をご記入いただき、お申し込み先の旅行代理店まで、
⑦手交、⑧郵送、⑨FAX、⑩PDF等のメール添付のいずれかでご提出ください)

ツアー名/宿泊宿名 _____ (出発日/宿泊日) _____ 月 _____ 日

代表者署名(直筆) _____

連絡先メールアドレス _____ @ _____

(当日持参する証明書に☑)

氏名	在住 都道府県	年齢	ワクチン 接種済証等	PCR 検査	抗原 検査	備考
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

*割引対象となる、同居している12歳未満の方が同行する場合、備考欄に「監護者同伴」と記入してください。

交 付 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

取扱事業者名 :

担 当 者 :

旅行代理店へのお願い: 申込者様が記入・提出されたものを、旅行代理店側で受領ののち、

①交付日 ②取扱事業者名 ③担当者を記入して原本とし、コピーを申込者様に交付してください。

【別紙】

「愛媛県 県内宿泊旅行代金割引」適用条件を満たさない場合の対応

1. 検査結果が陽性
 - ・医療機関又は、保健所に相談する。
 - ・同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する。
2. 検査結果陽性時以外(検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等)
 - ・ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法(取消等)に従う。
 - ・手配旅行については、旅行会社が示した対応方法に従う。
 - ・付与されたえひめぐりクーポンは直ちに販売元に返却する

※1 3回目の接種が条件

※2 確認日の3 日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であること

※3 検査結果通知書は①受検者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限 が明記されているものを利用する。